

## 平成 24 年度特定調達品目に関する検討方針・課題（案）

平成 24 年度における特定調達品目及びその判断の基準等の見直しに係る検討方針・課題等の概要は、以下のとおり。

### 1. 重点改善品目専門委員会の設置及び検討について

平成 23 年度の第 4 回特定調達品目検討会において合意された、重点改善品目候補の中から、次の 2 つの専門委員会を設置し、検討を行うこととしたい。

- 災害備蓄用品専門委員会
- 引越輸送専門委員会

### 2. 品目の追加等の検討について

#### (1) 平成 24 年度募集の新規提案について

例年どおり、6 月 5 日から 7 月 4 日の 1 ヶ月間、特定調達品目に係る提案募集（物品・役務及び公共工事）を実施ところ、資料 4 - 1に示したとおり、物品 37 品目、役務 4 品目、公共工事 19 品目の計 60 品目の提案があった。

#### (2) 公共工事のロングリスト掲載品目について

公共工事の分野において、平成 24 年度の特定調達品目の追加、見直しに反映されなかったもののうち、継続検討品目群（ロングリスト）として整理を行った 34 提案<sup>1</sup>について引き続き検討を実施。

### 3. 現行分野における判断の基準等の強化・見直し等について（新規提案以外）

#### (1) 紙類

- 総合評価指標を導入しているコピー用紙及び印刷用紙について、判断の基準を満足する製品の市場への供給状況等に関する情報収集・現状把握、基礎情報の蓄積（製紙メーカーに対する調査の再開を検討）
- 総合評価指標の考え方、内容等について地方公共団体、事業者はもとより、広く一般消費者に対し普及啓発を行うとともに、必要な情報提供に努める

<sup>1</sup> うちロングリスト掲載品目への追加提案 20 品目

## (2) 文具類・オフィス家具等

### 文具類

- 特定調達物品の市場占有率が高い品目について判断の基準等の見直しに関する検討
- 従前の再生材の配合率に加え、リデュース、リユースの観点等の新たな判断の基準の考え方についての可能性の検討

### オフィス家具等

- 大部分の材料が金属類である製品の判断の基準の適用範囲の拡大及び数値基準の強化に係る検討
- 主要材料がプラスチックまたは木質等の製品について再生プラスチック配合率等の数値基準の強化または新たな評価項目及びその基準の検討、環境配慮設計の導入に係る検討

## (3) 省エネ法の特定機器

エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）の特定機器のうち判断の基準が新たに設定または基準が見直される機器等について、トップランナー基準達成状況、国等の機関の調達状況等を検討の上、適切に特定調達品目への追加または判断の基準の見直しを実施。

### トップランナー基準設定を検討中（対象機器の追加）

- ヒートポンプ給湯器（本年4月に中間とりまとめ）

### トップランナー基準改正

- 変圧器（公共工事）（本年3月に改正告示）

### トップランナー基準強化を検討中

- 複写機等（後述）、ガス・石油温水機器  
多段階評価基準への追加・見直しへの対応
- 家庭用蛍光灯照明器具については判断の基準等の見直しを検討（本年2月に多段階評価基準の見直し）
- 多段階評価基準が導入・改定された特定機器に多段階評価基準の4つ星を目安とした判断の基準等の設定を検討

### 経過措置等

- 電気冷蔵庫のうち定格内容積400ℓ以下の製品の供給状況の確認
- 電気便座のうち暖房便座、貯湯式の製品の供給状況の確認

#### ( 4 ) 複写機等

複写機等については、対象範囲を従前のモノクロ複写機に加え、プリンタ、複合機<sup>2</sup>に拡大した、新たなトップランナー基準が昨年 12 月にとりまとめられたところである。このため、トップランナー基準の設定状況や製品の供給状況等を踏まえ、判断の基準等の見直しを検討する。

#### ( 5 ) 自動車等

- JC08 モード燃費値を測定していない自動車に対する経過措置の終了(平成 25 年 2 月までの措置)
- 乗用車用以外の小形トラック用タイヤ、トラック・バス用タイヤに関する欧州における規制動向等を踏まえ、特定調達品目への追加について検討

#### ( 6 ) 繊維製品

- 植物を原料とする合成繊維を使用した製品の回収・リサイクル等のシステムの構築状況を確認の上、経過措置を終了予定

#### ( 7 ) 太陽光発電システム

- 太陽電池モジュール変換効率等に係る判断の基準の見直しを検討

#### ( 8 ) 自動販売機設置(飲料自動販売機設置)

- 冷媒への HFC の使用禁止に関して設定した経過措置を終了予定

#### ( 9 ) その他の検討事項

上記のほか、その他の検討を実施する品目、留意すべき事項等を例示すると、以下のとおり。

その他の物品で検討を実施するもの

- 技術開発の進展が著しい品目については、判断の基準等の見直しを早期かつ適切に実施
- 欧州 RoHS 指令、ErP 指令に伴う判断の基準等の変更の必要性に係る検討  
その他の役務で検討を実施するもの
- デジタル印刷に使用されるインク、トナー等をはじめとした古紙リサイクル適性ランクの評価及びランクリストの検討状況を踏まえ、印刷役務に係る判断の基準等の見直しを実施

---

<sup>2</sup> 複写機能、印刷機能、スキャナ機能、ファクシミリ機能のうち 2 つ以上の機能を有するもの

- 自動車整備のエンジン洗浄の判断の基準の見直しに向けた継続的な情報蓄積・検討
  - 輸配送の判断の基準等の見直しを検討（使用される車両の環境負荷低減等）
  - 役務全般についてサービサイジングの観点からの検討
- 分野横断的事項
- 家電製品、OA機器、自動販売機等について希少金属類の減量化や再生利用のための設計上の工夫等の配慮事項としての設定可能性について検討
  - エコマーク等既存の環境ラベルとの整合性の確保について検討
  - カーボン・オフセット認証ラベル、カーボンフットプリントマークの対象製品等の市場への供給状況等に関する情報収集・現状把握（プレミアム基準との連携）
  - マネジメントシステム（EMS、EnMS等）による事業活動に伴う環境負荷低減への取組の評価に係る検討（マネジメントシステム認証の信頼性向上を目的とした取組を含む）
  - 環境関連のJIS等の活用に係る検討
  - 省資源化（リデュース）に配慮された製品の優先調達について検討（可能な品目については判断の基準等を検討）

#### （10）配慮事項に関する検討

特定調達品目ごとに調達に当たってさらに配慮されることが望ましい事項として配慮事項が設定されているところであるが、一方で、その位置づけが不明確との指摘もあることから、配慮事項に係る環境負荷項目や位置づけ等を分類・整理し、今後の判断の基準等の設定・見直しに適切に反映するための検討を実施する。

なお、各配慮事項については、変更可能な品目から順次見直しを実施する（配慮事項の検討については資料3別紙参照）。

### 4. グリーン購入の推進に関する事項

#### （1）環境負荷低減効果について

##### 重点改善品目による効果

- 専門委員会において検討する重点改善品目による温室効果ガス排出削減をはじめとした環境負荷低減効果について可能な範囲で試算

##### 我が国におけるグリーン購入全体の効果

- グリーン購入の実施による我が国全体の環境負荷低減効果について可能な範囲で試算

## (2) グリーン購入の推進について

プレミアム基準策定ガイドライン（仮称）の作成

- より環境に配慮した物品等が選択される市場の形成（市場の更なるグリーン化）を目指し、市場の牽引・イノベーションを促進させる観点から、環境配慮型製品・サービスの基準をより高い環境性能に基づく基準（プレミアム基準<sup>3</sup>）として設定するためのガイドラインを作成（本年度の検討内容等については資料6参照）

調達者向手引きの改訂

- 調達者が各特定調達品目の調達に当たって確認すべき項目や判断の基準等について解説した「グリーン購入の調達者の手引き」への品目の追加・記載内容の変更等の改訂

地方公共団体（特に町村）への普及・啓発

- グリーン購入の取組を推進するための考え方や具体的な方法について紹介した「地方公共団体のためのグリーン購入取組ガイドライン」の改訂
- 地方ブロック別説明会の活用

事業者等への普及・啓発（地方ブロック別説明会、グリーン購入セミナーの活用）

環境配慮契約法と連携した取組の推進

関連する他の制度との整合、既存環境ラベルの基準等の活用

諸外国におけるグリーン購入に係る各種基準の現況調査及び整合の必要性に係る検討

---

<sup>3</sup> 昨年度は「グリーン・マーケット+（プラス）研究会」において市場の更なるグリーン化について基本的な考え方がとりまとめられ、その具体的な施策の一つとして、グリーン購入を対象としたプレミアム基準について検討し、ガイドライン策定に当たっての中間論点整理を行ったところ

## 配慮事項に関する検討について（案）

### 1．検討の趣旨

基本方針に定める特定調達品目は、別記の形でその判断の基準、配慮事項及び備考（以下「判断の基準等」という。）が示されている。グリーン購入法が平成 13 年 4 月に全面施行されてから本年度で 12 年目となり、法施行初期段階において設定され、その後、見直しが行われていない特定調達品目の判断の基準等の記載内容や様式等と近年追加・見直された特定調達品目の判断の基準等の間には、必ずしも整合が図られていない箇所も少なからず存在している。こうした状況を踏まえ、特定調達品目間の判断の基準等の記載内容等の整合を図り、各品目の判断の基準等をより統一化されたものに変更することが必要と考えられることから、本年度より統一化に向けた検討を開始し、可能な品目から順次見直しを実施することとする。

特に配慮事項については、現時点で判断の基準として一律に適用することが適当でない事項であっても環境負荷低減上重要な事項について、特定調達物品等を調達するに当たって、更に配慮することが望ましい事項として設定しているところであるが、本検討会において、その位置づけが不明確との指摘がなされている。このため、配慮事項に係る環境負荷項目や位置づけ等を分類・整理し、今後の判断の基準等の設定・見直しに適切に反映することとする。

### 2．配慮事項の位置づけの明確化

現行の基本方針の配慮事項について、下記の A～C に分類・整理し、将来的な扱いを含めて、その位置づけの明確化を図るとともに、特定調達品目間の記載内容等の整合に係る検討を進める。

- A．将来的に判断の基準として格上げを行うことが可能なもの
- B．数値基準の設定または定義の明確化が必要であるもの
- C．今後も配慮事項に据え置くことが適切であるもの

#### A．将来的に判断の基準として格上げを行うことが可能なもの

現行の基本方針において、配慮事項として設定している項目のうち、設定当時には開発・普及段階にある、又は全国的な供給体制に課題があるなどの理由から、判断の基準として一律に適用することが困難であるとされた品目については、開発・普及状況や全国的な供給状況を確認の上、対応を検討する。

## B．数値基準の設定または定義の明確化が必要なもの

現段階では定性的な表現となっている項目のうち、定量的な基準の設定が可能な品目については、数値基準の設定を検討する。その際は、市場における製品の開発の方向性や供給状況の確認が必要となる。なお、例えば環境配慮設計等、チェックリストを使用して適否が確認可能な場合には、適用する項目について検討の上、判断の基準への格上げを検討する。

また、「可能な限り使用されている」等の表現となっている項目は、市場における供給状況を踏まえ、適切な数値の設定可否について検討する。

## C．今後も配慮事項に据え置くことが適当であるもの

判断の基準は、当該品目のライフサイクルにおける環境負荷の大きい項目について設定されている場合が多くなっているが、包装材の削減による廃棄時の環境負荷低減についても考慮すべきであることから、簡易包装については大半の品目について配慮事項として設定されている。

また、例えば、OA 機器や家電製品等については、使用段階における環境負荷が相対的に大きくなるが、筐体への再生プラスチックの使用や一度使用された製品からの再使用部品の使用についても、配慮事項として設定されている品目が多くなっている。

これらの項目については、包装材のように製品そのものの環境負荷低減を目的とするものではない場合や、品目により異なるものの、筐体への再生材の使用のようにライフサイクル全般からみると環境負荷低減効果が相対的に小さい等の理由から、現段階においては、引き続き配慮事項として据え置くことが適当であると考えられる。

## 3．見直しスケジュール

特定調達品目の判断の基準等の記載内容・様式等の統一化、配慮事項の見直しについては、当該品目の判断の基準等の見直し時点において実施することを原則とするが、これまで判断の基準等の見直しが行われていない品目については、順次対応し、数年程度を目途に必要な品目の見直しを終了するものとする。

なお、配慮事項については、上記 A～C の位置づけを踏まえ、併せて項目の記載順の変更を行う。